

附属病院等の実態調査についてのアンケート（医学部） 調査結果

実施期間 : 令和6年4月19日～5月15日

対象法人数 : 30 法人

回答法人数 : 25 法人 (83%)

【結果概要】

1. 医学部/研究科所属の教員数について

(回答)

1～250 人	5 法人	751～1,000 人	2 法人
251～500 人	9 法人	1,001～1,250 人	3 法人
501～750 人	3 法人	1,251 人～	3 法人

2. 医学部/研究科所属の職員数について

(回答)

1～100 人	12 法人	301～400 人	1 法人
101～200 人	6 法人	1,500 人～	2 法人
201～300 人	4 法人		

3. 附属病院所属の教員数について

(回答)

0 人	5 法人	601～900 人	6 法人
1～10 人	1 法人	900～1,200 人	0 法人
101～300 人	1 法人	1,201 人～	2 法人
301～600 人	10 法人		

4. 附属病院所属の職員数について

(回答)

1,001～2,000 人	4 法人	4,001～5,000 人	5 法人
2,001～3,000 人	10 法人	5,001 人～	2 法人
3,001～4,000 人	4 法人		

5. 病院数について

(回答)

1 院	0 法人	4 院	4 法人	8 院	1 法人
2 院	9 法人	5 院	0 法人		
3 院	10 法人	6 院	1 法人		

6. 設置している各病院と医学部との距離（同一キャンパス内なのかそれ以外か）とアクセスについて

(回答)

【本院の距離・アクセス】

同一キャンパス内	23 法人
医学部キャンパスから徒歩圏内	2 法人

【分院等の距離・アクセス】

医学部キャンパスから徒歩圏内	1 法人
----------------	------

医学部キャンパスから公共交通機関等を利用して移動する距離 24 法人

7. 附属病院における臨床系の業務と医学部の教育研究を兼務する教員数の病院所属全体の教員数に対する割合について

(回答)

0%	2 法人	41～60%	1 法人	100%	13 法人
1～20%	1 法人	61～80%	4 法人		
21～40%	1 法人	81～99%	3 法人		

8. 学校法人内の管理会計として、病院の経営状況把握のために一定の比率を使って附属病院・医学部の経費・人件費を切り分けているのか否かについて

(回答)

切り分けている 14 法人

切り分けていない 11 法人

9. (切り分けていると回答された 14 法人) 一定の比率を用いているなど、具体的な方法について

(主な回答)

<経費全体として>

- ・ 本学で定めた職位毎のタイムスタディ*基準を用いて附属病院の経費を算出している
ex.教授 51%、准教授 73%、講師 73%、助教 90%
- *タイムスタディ：業務従事割合の申告に基づく方法

・ 50 : 50

<共通経費について>

①面積で按分している。

- ・ 光熱水費 本院：医学部 = 60 : 40、分院：医学部 = 95 : 5
- ・ 一般電気代 医学部：病院：看護専門学校 = 29 : 68 : 3
- ・ 一般水道代 医学部：病院：看護専門学校 = 23 : 77 : 0

②人件費以外の経費については切り分けを行っていない。

③分院については、一切切り分けをしていない。

④人件費以外の経費は、実支出部門に計上している。

⑤経費については、その内容により、教育研究活動に係る経費は医学部、診療活動に係る経費は附属病院として切り分けしている。

<人件費について>

⑥本院：医学部 = 75 : 25、分院：医学部 100 : 0

⑦本院：医学部 = 68 : 32、分院：医学部 = 70~76 : 24~30

⑧附属病院：医学部 = 60 : 40

⑨ 附属病院：医学部 = 33 : 67

⑩ 人件費は、当該教職員が発令されている部門に計上（臨床系教員は主に従事している附属病院部門に計上）

⑪ 教員の職位による人件費負担割合を用いている。

⑫ 附属病院在籍の教授・准教授・講師・助教の教員人件費について、医学部 30%・病院 70%の負担割合を使っている。

⑬ 臨床系講座を本務所属とする教員分を附属病院として、基礎系講座を本務所属とする教員分を医学部として計上している。

⑭ 勤務所属（医学部、附属病院）情報を予め付与し切り分けている（医師は医学部、病院は臨床助手と研修医）。

10. 附属病院における臨床系の業務と医学部の教育研究を兼務する教員について、人件費を何らかの指標（授業時間、勤務時間、想定する業務割合等）を用いて切り分けるとしたらどのような方法がありえるかについて

（回答）

① 臨床医に対して、実施した診療と教育・研究のタイムスタディの平均を求める。

② 教員の教育・研究・診療に従事する時間を用いて切り分ける方法。（15 法人から回答）
ただし、以下の負担や課題について、追記あり。

- ・ 病院の勤務時間であっても診療以外の教育研究業務を行っている。業務の線引きの基準は難しい。
- ・ 診療時間、教育時間、研究時間のそれぞれの正確な時間把握が困難であり、その妥当性の検証が困難であり、根拠の整理が煩雑となる。
- ・ 教員ひとり一人工フォートは異なるため、人件費を切り分けることは困難。
- ・ 勤務時間の記録を行う場合には、教員に負担がかかる。
- ・ 勤務時間の記録を行う場合に、対応するシステムの導入費用も発生する。
- ・ 現実的には教員人数分に対して生じる管理負荷が膨大となり、授業時間を人事課ですべて把握するには限界がある。
- ・ 配賦方法を柔軟に見直せないこと

③ 4 月から開始している医師の働き方改革に合わせビーコン（Dr.Joy）機能を導入して

いるため、今後はより実態に近い按分（時間集計）が可能かもしれない。

- ④診療（病院業務）においても学生の実習受入や臨床研究にも関わるため、医学部門、病院部門の振り分けはできない。
- ⑤従事する目的を教育・研究・診療の 3 分野に分け、それぞれ三分の一ずつで按分する。
- ⑥病院の診療に関する手当（宿日直手当、宅直手当等）は病院の人件費とするといった方法がありえ、利用上難しい点はない。
- ⑦医学部教育評価機構（JACME）の調査事項にある、教員・自己申告による時間配分（例：臨床 50%・研究、指導等 50%）を参考とする。

11. 附属病院の本院と分院の相違点があれば教えてください。

（主な回答）

相違点はない	10 法人
本院と分院で医学部との兼務状況・割合が同じ	5 法人
本院と分院で医学部との兼務状況・割合が異なる	4 法人
本院と分院では手当の種類等が異なる	1 法人

12. 外部資金により雇用する特任教員等について、どのように人件費を計上しているのかを教えてください。

（回答）

すべて医学部に計上	17 法人
一旦、大学から給料を支給した後、研費等から大学へ資金を戻入	2 法人
収入と同じ部門に計上	2 法人
部門（医学部医学科、病院等）ごとに計上	2 法人
なし	2 法人

13. 事務職員、看護師、放射線技師、コメディカルスタッフについて、医学部と附属病院の業務の兼務の状況（兼務する業務の内容、各業務の指揮命令系統、エフォート、など）について

（回答）※複数回答

看護師	7 法人	事務職員	4 法人
薬剤師	5 法人	臨床検査技士	3 法人
作業療法士・理学療法士	4 法人	その他	5 法人
放射線技士	4 法人	該当なし	12 法人

（コマ数で管理しているのが 5 法人、エフォート（1～3 割程度）で管理が 2 法人）

14. 事務職員、看護師、放射線技師、コメディカルスタッフ以外で医学部と附属病院の業務を兼務する例があれば、当該職と兼務の状況（兼務する業務の内容、各業務の指揮命令系統、エフォート、など）について

（回答）※複数回答

公認心理士	1 法人	技術職	1 法人	該当なし	18 法人
-------	------	-----	------	------	-------

15. 教職員人件費以外の経費で附属病院・医学部に切り分けるのが技術的に不可能・困難なものがあれば、理由とともに、具体的に教えてください。また、現行の配分基準（平成 25 年 11 月 27 日 25 高私参第 15 号通知）においては、医療収入、医療経費といった点は処理方法が示されていますが、本取扱いに関して不都合や改善が必要なものがあれば、その点についても教えてください。

（主な回答）

- ・ 様々な経費について、同時並行で教育及び診療を行っている施設については明確に経費を切り分けることが困難なため、配分基準を設け、切り分けて（按分して）いる。
- ・ 病院で使用している消耗品は、すべて病院部門で会計処理をしている。学生の病院実習等で使用する消耗品も現在は病院部門で計上されているが、本来は医学部に計上すべき経費だと考えられるが、細かい把握ができないため、病院部門に計上している。
- ・ 経費、人件費の振り込みに係る銀行への振込手数料については、学部、病院等の部門のほか、教育研究費管理費が一括して振り込まれることから按分することが困難であ

り、法人部門の管理経費として処理している。

- ・ 附属病院は医学部の実習施設でもあるため、附属病院における経費の一部は医学部の教育研究活動にかかった経費と捉えられるが、実習内容が特定できるとしてもその割合の根拠設定が難しい（例えば、病院清掃の業務委託費を按分する場合、実習場所となっている部門の面積を実習日ごとに算出したうえで分母を病院全体面積×365 日として割合を出すのか、あるいは実習指導をした教職員の実務時間を算出したうえで分母を全教職員の勤務時間合計として割合を出すのか、など）。
- ・ 医療収入・医療経費の取り扱いに関しては、不都合はない。
- ・ 費用別に面積、学生数、教員数、電話回線数等、適宜、按分基準を変えて切り分けている。

16. 現行の配分基準（平成 25 年 11 月 27 日 25 高私参第 15 号 通知）においては、教育研究支出の区分として医療経費を設けて処理を求めているが、同通知において明示していない管理経費について医学部と病院に切り分けて処理しているか教えてください。

(回答)

切り分けている 20 法人

切り分けていない 5 法人